

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日)  
（当たる翌日には、  
が休みがと日）

鳥取県訓令第九号  
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇訓 令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

◇告 示

生活保護法による医療機関の指定

家畜商講習会の開催

飼料の試験の結果の概要

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定（三件）

公有水面の埋立ての免許の出願

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇企業告示

収納取扱金融機関の指定の一部改正

訓 令

附 則

この訓令は、昭和五十九年十月十九日から施行する。

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県  
訓令第十号）の一部を次のように改正する。  
別表中「五の二」の項の次に「五の二」の項として次のように加える。

一五の二	林業技手の	作業服（上衣）	二	四八	図一〇のうちの上 衣のとおり
	職務に従事する職員	作業服（ズボン）	二	四八	図一〇のうちのズ ボンのとおり
		ゴム製半長靴	一	三六	
		雨合羽（上衣、ズボン及び頭巾）	一	三六	
		キヤラバンシユ ーズ	三六		

告  
示

**鳥取県告示第七百七十六号**

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十九日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みなと薬局鳥取	鳥取市立川町五丁目四一	昭和五十九年十月三日

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第一項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第七百七十七号**

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第一項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

鳥取県知事 西尾邑次殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所  
氏 名

㊞

**四 受講申込方法**

次の家畜商講習会受講申込書に講習会受講手数料として二千七百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和五十九年十一月十三日までに所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

**三 講習の科目及び時間**

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

**一 開催日時**  
昭和五十九年十一月二十日及び二十一日 八時三十分から十七時まで

**二 開催場所**  
倉吉市東巣城町二 鳥取県中部総合事務所第六会議室

鳥取県告示第七百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年九月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

栄養成分に関する検査

製造事業場の 名称及び所在地	收去場所	飼料の名称	試験結果の概要										備考	
			製造年月	粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	りん	揮発性塗素	ペプシ	D C P T D N	M E	
神戸市 日本農産工業株 式会社神戸工場	倉吉市広榮町931 鳥取ノーサン飼 料株式会社倉吉 支店	(回)ノーサン印子豚人工乳 ハニーA ノーサン印大すう育成用 配合飼料 大糞用 ノーサン印若合肉用牛育 成用配合飼料 モアビーフAペレット (回)ノーサン印子豚人工乳 後期用配合飼料 ハイミルコ ノーサン印子豚育成用配 合飼料 ハニーB ノーサン印肉用種類飼育 用配合飼料 プロッシュK	59.8 59.9 59.8 59.8 59.9 59.9	19.1 15.0 15.1 18.8 16.4 17.2	6.6 3.4 3.2 6.0 3.6 3.2	2.1 3.8 4.8 2.3 2.2 3.0	5.0 6.1 5.7 5.0 0.54 10.2	0.99 1.63 0.84 0.88 0.58 3.67	0.68 0.61 0.71 0.67 0.58 0.58					カルシウム0.01%不足
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	倉吉市上井220-1 鳥取県經濟農業 協同組合連合会 倉吉支所	(回)くみあい標準配合飼料 成鷄用エッグマッシュ16	59.8	16.2	4.4	2.5	10.0	3.62	0.67					

1. 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す記号です。

試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第七百七十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西尾邑次

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

# 一 保安林予定森林の所在場所

倉吉市葵町字惣田山三四三五・三四三八・仲ノ町字打吹山三四四五の

一・三三四四五の一・みどり町三五一一〇(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、葵町字惣田山三四三六、三四三七、三四三九から三

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

## 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第七百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字長畑ノ上エ一〇一二（次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

水道事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 鳥取県告示第七百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十九日

## 鳥取県告示第七百八十二号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西尾邑次  
鳥取市東町一丁目二二〇

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字釣山一一七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県倉吉土木事務所及び赤崎町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所  
赤崎港港湾管理者 鳥取県

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字鉢屋々敷一二四六一一地先公有水面

区域

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線、②の地点から⑧の地点までを順次に通る昭和五十九年の春分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 道由三角点（北緯三五度三〇分三〇秒八〇〇、東経一三三度三九分〇三秒〇四九）から三一六度〇九分三〇秒六六七・

五〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から二三四七度〇四分五〇秒六八・四〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から三四五度一九分三七秒七・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から六三度五九分一一秒七・四〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五八度四三分三四秒一四・五〇メートルの地

点

⑥の地点 ⑤の地点から一五七度〇四分五〇秒一・一〇メートルの地

点

⑦の地点 ⑥の地点から六二度〇三分五七秒三〇・三〇メートルの地

(8)の地点 (7)の地点から七五度四二分〇六秒一五・七〇メートルの地

昭和五十九年九月十九日

(3) 面積

五七一・三五平方メートル

三 埋立てに關する工事の施行区域

(1) 位置

東伯郡赤崎町大字赤崎字鉢屋々敷一二四六一一から同町大字赤崎字

西條屋敷一二七五までの地先公有水面

(2) 区域

次の(7)の地点から(5)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(3)の地

点と(7)の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

(7)の地点 道由三角点から三二八度〇九分五〇秒五四四・三〇メートル

ルの地点

①の地点 (7)の地点から二二四七度〇四分五〇秒二三五・〇〇メートル

の地点

④の地点 ①の地点から三三七度〇四分五〇秒一一五・〇〇メートル

の地点

⑤の地点 ④の地点から六七度〇四分五〇秒一八一・九〇メートルの

地点

(3) 面積

二三、九七一・二二二平方メートル

四 埋立地の用途

公共ふ頭用地  
出願年月日

鳥取県告示第七百八十四号

昭和五十一年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十一月十二日から施行する。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 龍 次

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

境中央支店	境港市明治町
境内浜支店	境港市外江町

に改める。

境西支店	境港市松ヶ枝町
境南支店	境港市明治町

企 業 告 示

鳥取県企業告示第一号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年十一月十二日から施行す

る。

昭和五十九年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

表中

境西支店	境港市松ヶ枝町
境南支店	境港市明治町

に改める。

を

境中央支店	境港市明
境内浜支店	境港市外

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目  
鳥取  
県

〔定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）〕